

## 国税審判官（特定任期付職員）の募集について

国税不服審判所（以下「審判所」といいます。）では、近年の経済取引の国際化、広域化等により、国税に関する審査請求事件が複雑・困難なものとなっていることから、高度な専門的知識や経験、識見を有する民間専門家を国税審判官（特定任期付職員）として、積極的に登用することとしています。

本年も審査請求事件の調査・審理を行う国税審判官として、高度な専門的知識等を有する人材を募集します。

なお、募集要項の概要は、次のとおりです。

【募集期間】 平成 29 年 9 月 11 日（月）～平成 29 年 11 月 17 日（金）必着

【募集人員】 15 名程度

【選考方法】 書類選考及び面接試験を実施

【応募方法】 国税不服審判所ホームページ（<http://www.kfs.go.jp>）から所定の履歴書をダウンロードし、所要の事項を記入の上、下記の宛先に提出してください。

なお、資格証明書類も添付してください。

【勤務地】 全国の国税不服審判所の各支部又は支所のいずれかに配属

【雇用期間】 平成 30 年 7 月 10 日（予定）から 2 年間又は 3 年間

【給与】 年収 830 万円程度から 1,000 万円程度

【職務内容】 次のとおりです。

- ・ 国税不服審判所長に対してされた審査請求に係る事件の調査・審理を行うため、個別事件ごとに合議体の担当審判官又は参加審判官として、質問・検査・証拠書類の収集等を行うこと
- ・ 審査請求事件の進行管理を的確に行うとともに、適正かつ迅速に事実の認定及び税法等の解釈を行うこと
- ・ 調査・審理の結果に基づき、合議体を構成する他の国税審判官等と公正妥当な結論に達するよう議論を尽くし、その議論の結果を踏まえ、適正かつ迅速に議決書を作成すること

※ 採用前に勤務又は関与していた者に関連する審査請求事件は担当できません。

《書類の提出先・お問い合わせ先》

〒100-8978

東京都千代田区霞が関 3-1-1

国税不服審判所 管理室総務係

TEL 03-3581-4101（内線 3901・3923）

担当 徳永・山田